別表第1 現場事故等に対する措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
(1) 町発注工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、	
入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入	1月以上6月以下
札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方	
として不適当であると認められるとき。	
(過失による粗雑工事)	the land to be a second
(2) 町発注工事等の施工にあたり、過失により当該工事を粗雑	当該認定をした日から
にしたと認められるとき。	1月以上6月以下
(3) 町以外が発注する工事等(以下「町以外発注工事等」とい	当該認定をした日から
う。) の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にした場	1月以上3月以下
合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	
(契約違反)	
(4) 第1号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工にあたり、	当該認定をした日から
契約に違反して、工事請負契約の相手方として不適当である	2週間以上4月以下
と認められるとき。	
(公衆損害事故)	
(5) 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切で	当該認定をした日から
あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は	1月以上6月以下
損害を与えたと認められるとき。	
(6) 町以外発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適	当該認定をした日から
切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、	1月以上3月以下
又は損害を与えたと認められるとき。	
(工事等の関係者事故)	Mandan da D.
(7) 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切で	当該認定をした日から
あったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ	2週間以上4月以下
たと認められるとき。	
(8) 町以外発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適	当該認定をした日から
切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じ	2週間以上2月以下
させた場合において当該事故が重大であると認められると	
き。	

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期間
(則則有)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が町職員に対して行った贈賄 の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない公訴を提起された とき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者であ る法人の 代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を 付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若し	8月以上24月以下
くは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をい う。)を代表するものでアに掲げる者以外のもの(以下「一 般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使	6月以上18月以下
用人」という。)	4月以上12月以下
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職	逮捕又は公訴を知った日
員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経 ないで公訴を提起されたとき。	から
アー代表役員等	6月以上18月以下
イ 一般役員等	4月以上12月以下
ウ・使用人	2月以上6月以下
(3) 次のア又はイに掲げる者が、県外(使用人にあっては新潟	
県内又は石川県内)の公共機関の職員に対して行った贈賄の	
容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。	
アー代表役員等	6月以上18月以下
イ 一般役員等又は使用人	2月以上6月以下
(暴力団関係者)	
(4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は	当該認定をした日から当
その経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に	該事由に該当しなくなっ
暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴	たと認めた日まで
力団関係者」という。)であると認められるとき。	
(5) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者	当該認定をした日から
である法人の役員若しくは使用人が、業務に関し、不正に財	2月以上6月以下
産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴	
力団関係者を使用したと認められるとき。	

措置要件	期間
(6) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者	当該認定をした日から
である法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもって	2月以上6月以下
するかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他	
の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
(同) ナ茨物学セット 7 四   甘 ] ノルフの井田   コルナ茨物学セ	Vきたきなたま 1 よ ロよく
(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者	当該認定をした日から
である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者と社会的	2月以上6月以下
に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
(8) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者	当該認定をした日から
である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者であるこ	2月以上6月以下
とを知りながら、これを不当に利用していると認められると	
き。	
(9) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者	当該認定をした日から
である法人の役員若しくは使用人が、発注工事等に関し、暴	2月以上6月以下
力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被	
害を受けたにもかかわらず、町に報告せず、又は所轄の警察	
署に届け出なかったとき。	
(独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から
(10) 町発注工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確	6月以上24月以下
保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止	
法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工	
事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(11) 町以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第	当該認定をした日から
1項第1号に違反し、工事の契約の相手方として不適当であ	4月以上18月以下
ると認められるとき。	
(12) 町外の公共機関の発注工事等に関し、独占禁止法第3条又	当該認定をした日から
は第8条第1項第1号に違反し、工事の契約の相手方として	2月以上18月以下
不適当であると認められるとき。(新潟県及び石川県の区域	
外の公共機関の発注工事等に関する違反にあっては、代表役	
員等又は一般役員等が刑事告発を受けたときに限る。)	
(競売入札妨害又は談合)	
(13) 次のア又はイに掲げる者が町発注工事等に関し、競売入札	逮捕又は公訴を知った日
妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公	から
訴を提起されたとき。	
ア代表役員等	8月以上24月以下
イー般役員等又は使用人	6月以上24月以下

措置要件	期間
(14) 次のア又はイに掲げる者が町以外発注工事等に関し、競売	逮捕又は公訴を知った日
入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない	から
で公訴を提起されたとき。	
アー代表役員等	6月以上24月以下
イ 一般役員等又は使用人	4月以上24月以下
(15) 次のア又はイに掲げる者が県外(使用人にあっては新潟県	逮捕又は公訴を知った日
内又は石川県内)の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の	から
容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された	
とき。	
アー代表役員等	6月以上24月以下
イ 一般役員等又は使用人	2月以上24月以下
(建設業法違反行為)	
(16)町発注工事等に関し、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)	当該認定をした日から
の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であ	2月以上9月以下
ると認められるとき。	
(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の	当該認定をした日から
規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である	1月以上9月以下
と認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。	
(不正又は不誠実な行為)	
(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正	当該認定をした日から
又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不	1月以上9月以下
適当であると認められるとき。	
(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁固以	当該認定をした日から
上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固	1月以上9月以下
以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定によ	
る罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適	
当であると認められるとき	